

大 ■ 分 ■ 県

第22号

地域リハビリテーション

研 ■ 究 ■ 会

巻 頭 言

大分県地域リハビリテーション研究会

副会長 三浦晃史

早いもので地域リハビリ研究会が発足して15年を迎えようとしています。また加入団体も18団体を数えるまでになりました。このように地道ながらも着実に会が大きくなっている要因は、この研究会が決して利益誘導目的の活動ではなく「県民に資する」という本懐を共にする有機的集合体となっているからだと確信しています。そして多職種が足並みを揃え、これまでの流れを止めることなく地域リハビリテーションの理念を具現化するために邁進すれば、全国の「範」となる「大分モデル」が発信できる日も遠くない気がします。

しかしながら一方で社会背景は我々の取り組みをも凌駕する早さで変化し「高齢化社会」は「高齢社会」となり人口の減少と相まって着実に「超高齢社会」へ向かっている事実も否認しません。団塊の世代の方々が75歳を迎える2025年問題が叫ばれて久しいですが福祉、とりわけ介護の人材確保は解決どころか深刻さを増すばかりです。加えて報道では愛を持って真摯に支援する何十万の介護職にスポットが当たることはなく、虐待や殺人まがいの一握りの無法者が取り沙汰され負のスパイラルに拍車をかける始末です。

さらに働きざかりであるにも関わらず、自身

の親の介護を理由に離職する、いわゆる「介護離職」も大きな社会問題となっています。4年前の総務省調べによると働きながら介護をしている人は240万人、離職した人は年間に10万人を超えるという結果でした。

アベノミクス新3本の矢の中に「介護離職ゼロ」という方針が織り込まれましたが個人的には坂口安吾の『墮落論』よろしく「政治に期待するなど愚にもつかない…」と考えつつも今回に限っては、この方針が画餅に帰すことなく結果を残すことに期待します。

さらに長期的スパンで予測すると過疎地域では施設利用する老人がいなくなることが容易に予見されます。ここまで述べるとつい悲観的思考に陥りそうになりますが、換言すれば前述の「大分モデル」が日本の未来を背負う可能性が大きいともいえます。

ビッグマウスが過ぎるかもしれませんが、それくらいの気概と矜持を持ち今後とも地域リハビリ研究会に参画させていただきたく存じます。

第12回大分県リハビリテーション支援センター・ 大分県地域リハビリテーション研究会合同研修会 報告

大分県リハビリテーション支援センター 事務長兼運営部長補佐 會 川 裕 子

平成 27 年 7 月 26 日(日)大分市のホルトホール大分の会議室(300 席)において第 12 回大分県リハビリテーション支援センター・大分県地域リハビリテーション研究会合同研修会が開催されました。



【県リハの根橋センター長の開会挨拶】

県リハ支援センターより平成 26 年度の主な活動報告と各広域支援センターの活動のまとめを発表後、「地域包括ケアシステムと地域リハビリテーション」という演題で地域包括ケア発祥の地である広島県において実動された公立みつぎ総合病院 副院長の沖田光昭先生よりご講演いただきました。

大分県での取り組みは、県福祉保健部健康対策課課長補佐の天津孝彦氏、高齢者福祉課参事佐藤元治氏より「健康寿命の延伸と地域包括ケアの推進」の演題でご講演頂き、大分県がこれまで取り組んできた成果や今後の新たな取り組みについて理解することができました。



【公立みつぎ病院副院長 沖田光昭氏】

午後からは「地域包括ケアシステム 介護保険法改正をどう考え、どう進む?～奈良県生駒市の実践を通して～」と題し、奈良県生駒市役所高齢施策課課長補佐の田中明美氏にご講演いただき、平成 27 年度改正を受けて、行政・専門職・住民が一体となって考え進めるための連携や工夫、知恵を各市町村単位で出し合いその地域ならではの地域包括ケアシステムを作っていく必要性を感じました。



【奈良県生駒市役所 田中明美氏】

その後の大分県地域リハ研究会企画のシンポジウムでは「介護予防・日常生活支援総合事業への取り組み」をテーマに杵築市役所 健康長寿あんしん課主任歯科衛生士の青木利美氏、杵築市介護予防サポーター“ねこの手”の大成美登里氏、臼杵市北海添地区区長・臼杵市老人クラブ会長の松下義博氏、臼杵市地域包括支援センター管理者石井義恭氏の4名をお迎えし、実際に大分県内で活躍されているボランティア団体の方、専門職の方々に総合事業への取り組みをお話いただきました。



【シンポジストの方々】



【フロアから沢山感想や質問がありました】

ボランティアの皆さんの元気な発表にフロア内も和やかで活発な意見がたくさん出ました。中でも「私たちは専門的な難しい話は分かん。分かりやすく伝えてほしい」という率直なご意見にハッとすることもありました。

当日は、参加者は221名とたくさんの方と研修機会を共有でき嬉しく思います。今回の研修が地域に根差した「地域包括ケアシステム構築」へのヒントとして各地域の発展のためお役に立てれば幸いです。

最後に研修会の運営にご尽力いただきました各職能団体の協力スタッフの皆様の本紙面をお借りしましてお礼を申し上げます。



【地域リハ研究会の武居会長の挨拶】

第6回大分地域リハビリテーション・ケア研究大会 報告

大分県地域リハビリテーション研究会 事務局 桑原 奏 恵

平成 28 年 11 月 3 日 (火)、別府ビーコンプラザにおいて第 6 回大分地域リハビリテーション・ケア研究大会が開催されました。今回は、地域包括ケアシステムの考えを根底に「医療・介護・福祉、共に考えるまちづくり」をテーマに掲げ、基調講演と特別演題、一般演題の口述発表が行われました。



【地域リハ研究会 武居会長の挨拶】

午前中の基調講演では「医療・介護・福祉をつなぐシームレスな安全管理～地域連携における安全管理を一緒に考えましょう。患者参加型の事故防止について一緒に考えましょう。そして、医療事故調査制度の最新情報をご紹介します。～」と題し、九州大学大学院医学研究院 医療経営・管理学講座准教授の鮎澤純子氏に講演を頂きました。1999 年の医療事故がきっかけとなり、見直された考え方や取り組みなど多くの内容を細部に渡りわかりやすく教えていただきました。その中でも、リスクを減らしていくためには医療職のみならず患者側も理解を深め自分達で気を付けてもらうという「患者参加型の安全管理」という考え方が大変勉強になりました。また、日々の業務でも言われている「5S (整理、整頓、清潔、清掃、しつけ) 活動」

で異常の早期発見ができ、事故防止の基本であるということも改めて認識しました。参加者の方々からも、「防ぐことに加え、事故が起きた時の対応方法も検討が必要だと感じた」「自分たちの取り組みを振り返るきっかけになった」とたくさんのご感想がありました。どの職種の方でも参考にできるヒントを多く頂き、2 時間という時間があっという間に感じました。



【講師 鮎澤純子先生の講演】

午後からは、当研究会より武居光雄会長、井野辺純一運営部長による特別演題を行いました。武居光雄会長からは「脊髄損傷患者の様々な問題点に関する日本リハビリテーション病

院・施設協会のアンケート調査結果」と題し、急性期～在宅復帰、就労就学期まで様々な時期における脊髄損傷患者の問題点と今後の展望について発表がありました。井野辺運営部長からは「2筋同時電気刺激装置による慢性脳卒中上肢麻痺の改善効果」と題し、慢性期の脳卒中患者に2筋同時電気刺激装置を使用した訓練について紹介がありました。その後、各団体から12演題の口述発表がありました。臨床場面での症例発表のみならず各団体や所属施設での具体的な活動紹介など多様な内容を聴講できました。



【武居会長の発表】

当日は97名の方に参加していただきました。基調講演では共通認識を深め、口述発表では各職種の取り組みについて学ぶ機会になったのではないかと思います。終了後のアンケートでは、たくさんのご意見を頂いており大変有難く感じます。来年度、当研究会は15周年を迎えます。15周年記念行事を企画途中ではありますが、皆様のご意見を踏まえ、より多くの方々に参加していただけるよう開催時期などを検討していく予定です。今後も、団体間の理解を深め、地域に還元できる取り組みに繋げていけるよう、研修の場を設けていきたいと考えます。最後になりましたが、開催に当たってご協力いただきました関係スタッフ及び各団体の協力スタッフに本紙面をかりましてお礼申し上げます。

【一般演題 口述発表①】

- O1-1.配膳間違い防止に向けた食札作成
(公社) 大分県栄養士会 佐藤里美
- O1-2.インフルエンザ感染予防対策の取り組みについて～大分県のインフルエンザ発生動向からの予測～
(公社) 大分県看護協会 竹尾あゆみ
- O1-3.障害者支援施設<にじ>における転倒予防に向けた取り組み～第2報～
(公社) 大分県理学療法士協会 加藤和恵
- O1-4.本校の総合臨床実習におけるインシデント体験等の現況
(公社) 大分県作業療法協会 日隈武治
- O1-5.多角的視点による医療安全ラウンドの取り組みについて(活動報告)
(公社) 大分県放射線技師会 末吉聖二
- O1-6.大分県内における可搬媒体(CD-R等)による医用画像データの受け渡しに関するアンケート調査
(公社) 大分県放射線技師会 学術調査報告
吉本旭

【一般演題 口述発表②】

- O2-1.患者から生活者になるための意識作り
(公社) 大分県作業療法協会 花谷達也
- O2-2.生活行為拡大により3食経口摂取の目標が達成できた1症例
(公社) 大分県作業療法協会 佐藤駿
- O2-3.大分県理学療法士協会における訪問リハビリテーション評価表を用いた効果検証
(公社) 大分県理学療法士協会 吉村修一
- O2-4.当協会での失語症者に関する地域支援連携とその取り組み
(公社) 大分県言語聴覚士協会 中根佑未子
- O2-5.入院中の医科歯科連携に対するケアマネジャーの意識調査－退院後の患者追跡システム構築に向けて－
(一社) 大分県歯科衛生士会 三ノ宮美紀
- O2-6.地域ケア会議の今後の課題
歯科衛生士の立場から
(一社) 大分県歯科衛生士会 原徳美

【新規加盟団体 大分県視能訓練士会 概要と活動内容について】

大分県視能訓練士会 会長 安田 昌子

平成 27 年度より新規加盟させていただきました大分県視能訓練士会です。よろしくお願い申し上げます。

視能訓練士は、主に眼科医療機関で業務に従事しておりますが、一般的な認知度はあまり高くありません。皆様にも馴染みがない職種かもしれないので、始めに「視能訓練士」という職業について、少し触れさせていただきます。

視能訓練士は昭和 46 年に制定されました。私たちが行う業務分野は、視力検査や視野検査などの各種視機能検査を行う眼科一般検査分野、斜視や弱視に対して視能矯正訓練を行う眼科専門分野、小児や中高年の視機能スクリーニングを行う検診業務、低視力者に対するルーペ、拡大読書器等の補助具を用いたりハビリ指導の 4 分野に大きく分けられます。

臨床で働く視能訓練士は眼科検査分野に関わる割合が多いですが、専門分野である視能矯正の知識、技術を習得することも求められています。加えて、高齢化社会による眼科疾病構造の変化から視能訓練士に対するリハビリ指導のニーズも高まりつつあります。

私たち大分県視能訓練士会も、視能訓練士の知識、技術の向上を目指すことにより、県内の医療、保険、福祉の発展に貢献することを目的として平成 23 年 12 月に発足しました。現在はまだ会員数が百数十名で、年に 1~2 回の勉強会を開催する程度の細々とした活動状態です。しかし、平成 27 年度より別府市の、28 年度より大分市の 3 才児健康診査に視能訓練士が参加することとなりました。このように、日々の業務のみでなく、もっと地域に貢献できるような活動に積極的に参加していかねばと考えております。

加盟したばかりでまだ分からないことが多く、ご迷惑をおかけしているかと存じますが、皆様に助けていただきながらこの 1 年を終えることができました。誠にありがとうございました。これからも皆様と一緒に、地域の医療の質の向上に努め、地域住民の健康保持促進に寄与する活動を行えるよう努力してまいります。今後とも何卒ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

【大分県地域リハビリテーション研究会加盟職能団体】

| | | |
|----------------|----------------|---------------------|
| (公社)大分県理学療法士協会 | (公社)大分県作業療法士協会 | (公社)大分県看護協会 |
| (公社)大分県薬剤師協会 | (公社)大分県放射線技師会 | (公社)大分県栄養士会 |
| (公社)大分県臨床工学技士会 | (一社)大分県歯科医師会 | (公社)大分県臨床検査技師会 |
| (公社)大分県言語聴覚士協会 | (一社)大分県歯科衛生士会 | (一社)大分県介護福祉士会 |
| 大分県介護支援専門員協会 | 大分県臨床心理士会 | 大分県医療ソーシャルワーカー協会 |
| NPO大分音楽療法研究会 | 大分県視能訓練士会 | 大分県地域リハビリテーション医師懇話会 |

(順不同)

第24回大分県地域リハビリテーション研究会役員会 報告

日時：平成27年3月17日(火) 19:30～20:30 井野辺病院4階 会議室にて

出席者：武居光雄会長・平岡賢副会長・三浦晃史副会長・井野邊純一運営部長・河野礼治事務局長
有田眞名誉顧問・犀川哲典顧問・原田禎二顧問・本田昇司監事・河野俊貴監事

- ▶ 医師懇話会（井野邊純一）
- ▶ (公社)大分県理学療法士協会（会長 河野礼治）
- ▶ (公社)大分県言語聴覚士協会（会長 平岡賢）
- ▶ (公社)大分県薬剤師会（副会長 酒井浩一（会長代理））
- ▶ (公社)大分県放射線技師会（会長 江藤芳浩）
- ▶ (公社)大分県臨床検査技師会（会長 佐藤元恭）
- ▶ (公社)大分県臨床工学技士会（会長 小川一）
- ▶ (一社)大分県歯科医師会（理事 河野俊貴（会長代理））
- ▶ (一社)大分県歯科衛生士会（会長 有松ひとみ）
- ▶ (一社)大分県介護福祉士会（会長 三浦晃史）
- ▶ 大分県臨床心理士会（副会長 出口直子（会長代理））
- ▶ NPO大分音楽療法研究会（会長 児玉典子）

委任者：佐竹孝之名誉顧問・(公社)大分県作業療法協会・(公社)大分県看護協会
(公社)大分県栄養士会・大分県医療ソーシャルワーカー協会・大分県介護支援専門員協会

議 事：

1. 新規加入団体について

武居会長より、平成27年より加入することになった職能団体『大分県視能訓練士会』について報告があり、役員一同異論無く承認された。

2. 平成27年度事業計画(案)及び予算(案)について(平成26年度事業及び決算(見込み)報告も含む)

資料に基づき、河野事務局長より平成26年度の事業報告及び決算(見込み)について報告(※詳細については5月の第25回役員会の際に報告予定)。続けて、資料をもとに平成27年度の事業計画(案)及び予算(案)について報告。事業計画(案)に関しては運営部会で決定した内容を報告(詳細については、次回の役員会で報告予定)。継続審議とする。

犀川顧問より平成27年7月開催の第12回大分県リハビリテーション支援センター・大分県地域リハビリテーション研究会合同研修会の件で、講演予定の林先生が所用のため来られなくなり、代理の方が来られることを報告。

3. 役員改選について

河野事務局長より資料(定款)をもとに役員改選について説明。平成27年度の役員については、武居会長、三浦副会長、河野事務局長が継続し、平岡副会長の任期終了(言語聴覚士協会会長)に伴い事務局次長へ移行し尽力頂く。新規副会長には医科歯科連携も含め歯科衛生士会の有松会長に就いて頂く事を報告。又、本田顧問の退官(別リハセンター長)に伴い、別リハセンター長の長岡先生に監事を移行して頂き、本田先生については今までの功績も含め、今後は顧問として当研究会に席を置いて頂く事を報告。役員一同異論無く承認された。

第 25 回大分県地域リハビリテーション研究会役員会 報告

日 時：平成27年5月18日(月) 19:00～20:00 井野辺病院4階 会議室にて

出席者：武居光雄会長・有松ひとみ副会長・井野邊純一運営部長・河野礼治事務局長
平岡賢事務次長・根橋良雄顧問・長岡博志監事

- ▶ 医師懇話会(井野邊純一)
- ▶ (公社)大分県理学療法士協会(会長 河野礼治)
- ▶ (公社)大分県言語聴覚士協会(会長 佐藤俊彦)
- ▶ (公社)大分県看護協会(理事 阿部美貴子(会長代理))
- ▶ (公社)大分県栄養士会(濱田美紀(会長代理))
- ▶ (公社)大分県放射線技師会(会長 江藤芳浩)
- ▶ (公社)大分県臨床検査技師会(副会長 野中恵美(会長代理))
- ▶ (一社)大分県歯科衛生士会(会長 有松ひとみ)
- ▶ 大分県臨床心理士会(副会長 北吉直子(会長代理))
- ▶ 大分県医療ソーシャルワーカー協会(会長 井元哲也)
- ▶ NPO大分音楽療法研究会(会長 児玉典子)
- ▶ 大分県視能訓練士会(会長 安田昌子)

委任者：三浦晃史副会長・佐竹孝之名誉顧問・有田眞名誉顧問・原田禎二顧問・本田昇司顧問
河野俊貴監事・(公社)大分県作業療法協会・(公社)大分県薬剤師会
(公社)大分県臨床工学技士会・(一社)大分県歯科医師会・(一社)大分県介護福祉士会
大分県介護支援専門員協会

議 事：

1. 平成26年度事業及び決算報告(監査報告含む)

資料に基づき、河野礼治事務局長より昨年度(平成26年度)の事業及び決算報告。続いて、長岡博志監事より会計処理が適正に行われている旨の監査報告がなされた。役員一同異論なく承認された。

2. 平成27年度事業計画について

資料に基づき、河野礼治事務局長より平成27年度の事業計画を報告。第12回大分県リハビリテーション支援センター・大分県地域リハビリテーション研究会合同研修会(大分県地域リハビリテーション研究会担当シンポジウム)及び第6回大分県地域リハビリテーション・ケア研究大会の内容及び詳細については、第2回運営部会にて決定予定。役員一同異論なく承認された。



大分県地域リハビリテーション研究会 会則

第一章 総 則

- 第1条 本会の名称を「大分県地域リハビリテーション研究会」と称する。
- 第2条 本会の事務局は付則に規定する。
- 第二章 目的及び事業
- 第3条 本会は地域リハビリテーションの理念を効果的に実現するために県下の医療、福祉、保健、教育、就労などリハビリテーション各分野の関係者あるいは団体間の相互理解と交流をはかり、連携して地域リハビリテーションの発展に寄与することを目的とする(地域リハビリテーションの定義は末尾の付則3を参照)。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 県下のリハビリテーション関係者の交流や研修の機会として研究会やセミナーを開催する。
 2. 地域リハビリテーションに関する調査、研究を行うほか、資料その他の情報を収集し、相互に伝達、紹介を行う。
 3. 地域リハビリテーション理念の普及のため、講演会などを開催する。
 4. 県下の地域リハビリテーション発展のため技術的協力を行う。
 5. その他本会の目的達成のために必要な事業を行う。

第三章 会 員

- 第5条
1. 本会の会員は正会員と賛助会員とする。
 2. 正会員は県下の各分野で地域リハビリテーションに携わる専門職で構成される団体とする。
 3. 賛助会員は本会の目的に賛同し、活動に協力・支援をする個人又は団体とする。
 4. 団体、賛助会員の入会については役員会において承認を得ることとする。

第四章 役員、顧問、および職員

- 第6条
1. 本会に役員、顧問、および職員を置く。
 2. 役員は次のとおりとする。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 2名
 - (3) 幹 事 正会員たる団体の代表
 - (4) 監 事 2名
 - (5) 事務局長 1名
 3. 職員は次のとおりとする。
 - (1) 運営部長 1名
 - (2) 運営部員 正会員たる団体の代表
 - (3) 事務局員 若干名
- 第7条
1. 会長、副会長、事務局長は役員会において選出する。
 2. 運営部長は会長が推薦し、役員会の承認を得て委嘱する。
 3. 監事および顧問は役員会の承認を得て会長が委嘱する。
 4. 会の運営、事業を円滑にするために、運営部会を設置する。
 5. 運営部員は正会員たる団体から各1名推挙し構成する。
 6. 事務局員は正会員たる団体から推挙された者をもってあてる。

第8条

1. 会長は会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を代行する。
3. 顧問は各会議に出席し意見を述べる他、本会の事業に対し助言を行う。
4. 幹事は正会員たる団体の代表として本会の運営に参画し諸決定に参加する。
5. 監事は会計監査を行うとともに会の運営に対し意見を述べる。
6. 事務局長は会の運営、事業に関する諸事務を総轄する。
7. 運営部長は会の運営、事業に関する企画立案を総轄する。
8. 事務局員は会の運営、事業に関する諸事務および会計を担当する。
9. 本会の運営に際し業績や貢献のあった人物を、役員会で名誉顧問として推挙することができる。

- 第9条 役員の任期は2年とし再任は妨げない。任期終了後も後任が就任するまではその職務を行う。

第五章 会 議

- 第10条 本会の決定は役員会において行う。
- 第11条 役員会は会長、副会長、幹事、事務局長および運営部長をもって構成し、会務の諸事につき検討し、次の事項の決定を行う。
1. 役員を選出
 2. 事業計画および予算
 3. 事業報告および決算
 4. 規約の改正
 5. その他、会務における必要な事項
- 第12条
1. 役員会は会長が招集する。
 2. 役員会は議長をおき会長がこれにあたる。
 3. 議事は役員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長がこれを決定する。
 4. 監事は役員会に出席し監査結果を報告するとともに会の運営に関して意見を述べる。

第六章 委 員 会

- 第13条
1. 会長は必要がある時は役員会に諮って複数の委員会を置くことができる。
 2. 委員会は会の運営、活動にとって必要と思われた時に設置し、所定の活動を行う。
 3. 委員は正会員たる団体から推挙された者をもって構成する。
 4. 会長は委員の中から委員長を選び活動を委嘱する。また、幹事が委員長を兼ねることもできる。
 5. 委員長は委員会活動を指揮し、活動の経過、結果を会長に報告しなければならない。
 6. 委員長はオブザーバーとして役員会に参加することができる。
 7. 会長は委員会活動の経過、結果を役員に報告する。
 8. 委員会は所定の機能が終了すれば会長によって解散される。

第七章 会 計

本会の会計は会費およびその他の収入をもってあてる。
本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

付則1

- 第1条 本会の事務局は会長が推薦し、役員会の承認を得て委嘱する。
- 第2条 本会の執行にあたって必要な細則は役員会において別に定める。
- 第3条 この会則は平成23年4月1日より施行する。

付則2 会 費

- 第1条 正会員は年会費20,000円とする。
- 第2条 賛助会員は随時応分の負担をする。額については役員会で検討し決める。

付則3 定 義

地域リハビリテーションとは
(日本リハビリテーション病院・施設協会 2001.)

地域リハビリテーションとは、障害のある人々や高齢者及びその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてをいう。

付則4 行政関係者の参加

- 第1条 本会の行う活動の性格上、行政と連携および情報の共有が必要であり、関係者の本会活動への参加が望まれる。
- 第2条 行政関係者は賛助会員となり、会の活動に参加する。複数の賛助会員の中で代表として選ばれた者は役員会に参加することができる。

付則5 運営部の運営

運営部は会の運営、事業に関する企画立案(講演会、研修会、広報誌作成など)を行い、運営部長がこれを総括する。

付則6 職員の任期

職員の任期は役員の規定に準ずる。ただし、任期中に職員を変更する場合は事務局に届ける。

◆ 編集後記 ◆

春色のなごやかな季節、皆さま如何お過ごしでしょうか。各地で桜の開花がはじまり暖かさも日毎に増してきました。

今回は、『第6回大分県地域リハビリテーション・ケア研究大会』の報告を主にさせて頂きました。約100名のご参加を頂き盛会に開催する事ができました。ご参加、ご協力頂いた皆さま、ありがとうございました。

さて今年度は新たに大分県視能訓練士会が加盟となり加盟職能団体も18団体となりました。また来年度は当研究会設立15周年という、節目を迎える年となります。今後も大分県の地域リハビリテーションの発展に寄与することを目的に医療・保健・福祉だけでなく教育や就労といったリハビリテーションに携わる他分野の関係団体とも連携を図ることで高齢者や障害者(児)を問わず住み慣れた地域で主体性を持ってその人らしく生活できるような社会が実現できるよう事務局および会員一同邁進していきたいと思っておりますので、何卒よろしく願い申しあげます。

(T.T)

地域リハビリテーションとは

地域リハビリテーションの新定義

日本リハビリテーション病院・施設協会2001年

<定義>

地域リハビリテーションとは、障害のある人々や高齢者およびその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言う。

<活動指針>

- これらの目的を達成するためには、障害の発生を予防することが大切であるとともに、あらゆるライフステージに対応して継続的に提供できる支援システムを地域に作っていくことが求められる。
- ことに医療においては廃用症候群の予防および機能改善のため、疾病や障害が発生した当初よりリハビリテーション・サービスが提供されることが重要であり、そのサービスは急性期から回復期、維持期へと遅滞なく効率的に継続される必要がある。
- また、機能や活動能力の改善が困難な人々に対しても、できる限り社会参加を可能にし、生あるかぎり人間らしく過ごせるよう専門的サービスのみでなく地域住民も含めた総合的な支援がなされなければならない。
- さらに、一般の人々が障害を負うことや年をとることを自分自身の問題としてとらえるよう啓発されることが必要である。

編集：大分県地域リハビリテーション研究会 事務局

発行：大分県地域リハビリテーション研究会

《事務局》

〒879-0945 大分市津守 888-6 諏訪の杜病院内

TEL：097-567-1277

FAX：097-567-3066

MAIL：ooitacbr@gmail.com

2016.3.31発行 印刷：良榮堂